

# 第 1 6 回成田市農業委員会総会議事録

平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日

成 田 市 農 業 委 員 会

## 第 1 6 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日 成 田 市 役 所 6 階 中 会 議 室 に お い て 開 催  
委員定数 2 9 名

### ◎ 出席委員（28名）

議長	小 池 利 道		
1 番	海 保 博	15 番	木 下 敏
2 番	村 嶋 孝 志	16 番	伊 藤 勝
3 番	鈴 木 清	17 番	石 井 賢 二
4 番	仲 山 綾 夫	18 番	西 野 潤 志 郎
5 番	菅 澤 一 郎	20 番	岩 立 隆
6 番	龍 崎 文 雄	22 番	佐 久 間 勇
7 番	宇 佐 美 薫	23 番	岩 澤 貞 男
8 番	鵜 澤 惠 治	24 番	小 林 典 男
9 番	根 本 喜 久 治	25 番	吉 田 三 男
10 番	西 村 千 尋	26 番	大 里 操
11 番	荒 居 稔	27 番	秋 山 哲 也
12 番	金 岡 二 三 克	28 番	岡 野 政 男
13 番	石 原 輝 夫	29 番	宮 野 茂
14 番	宍 倉 日 出 夫		

### ◎ 欠席委員（1名）

21 番	清 宮 茂 樹		
------	---------	--	--

(午後2時開会)

議長

これより第16回成田市農業委員会総会を開会いたします。

本総会の委員定数は29名で、本日の出席委員は28名、欠席委員は1名(21番・清宮茂樹委員)でございます。

議案の審議に入るに先立ちまして、平成21年9月18日、第15回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配付してございます「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

(諸般の報告)

9月25日(金) 農業者年金加入推進統括責任者特別研修会  
於 千葉県農業会館  
出席者 小池会長、芝山主幹

10月6日(火) 第29回成田市産業まつり実行委員会  
於 市役所6階 大会議室  
出席者 小池会長、柿沼事務局長

10月9日(金) 運営委員会  
於 市役所5階 502会議室  
出席者 小池、海保、佐久間、龍崎、宍倉  
鈴木委員 以上6名

10月14日(水) 成田市農業指導者連絡協議会先進地視察  
～15日(木) 於 宮城県、福島県  
出席者 柿沼事務局長

10月16日(金) 第3小委員会  
於 市役所5階 502会議室  
出席者 宍倉、根本、金岡、石井、岩澤、  
秋山、岡野各委員、小池会長  
以上8名

次に、議事録署名人の指名を行います。慣例でございますので、議長において

議席番号 3番 鈴木 清 委員  
4番 仲山 綾夫 委員

の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 買受適格証明願いについて  
議案第4号 平成21年度第7次農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 専決処分について  
報告第2号 農地法第20条第6項の規定による通知について  
報告第3号 農地等の現況に関する照会について  
以上、議案4件、報告3件でございます。

それでは、去る10月16日に開催いたしました第3小委員会において、本総会に提出される議案につきまして事前審査を行いました結果について、宍倉第3小委員長よりご報告願います。

第3小委員長  
(14番 宍倉委員)

去る10月16日午後1時30分より502会議室におきまして、全委員出席のもと第3小委員会を開催いたしました。

本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。提出されました議案は4議案、報告が3件でございます。

まず、3ページの議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。売買が7件、交換が2件、贈与が2件、使用貸借権の設定が2件ございました。売買の4番から7番の譲受人の農業用倉庫等の保有状況について質問があり、作業場、トラクター等は保有されているとのことでした。その他はさしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、9ページの議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。売買が1件、贈与が1件、賃借権の設定の許可後の計画変更承認が4件ございました。

①売買については、自家用及び従業員の駐車場用地(普通車12台)に転用したいとするものが1件です。

②贈与については、専用住宅用地に転用したいとするものが1件です。

③賃借権の設定の許可後の計画変更承認については、砂利採取計画の変更により、一時転用期間を延長し、搬出路用地として使用し

たいとするものが4件です。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、16ページの議案第3号、買受適格証明願いについてでございます。3件の申請がございました。成田市の公売に参加するためのもので、農地法第3条に関連する「買受適格証明願い」の申請です。見積価額についての問いがあった他はさしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、18ページの議案第4号、平成21年度第7次農用地利用集積計画の決定についてでございます。利用権設定が18件、利用権設定の転貸が6件、所有権移転が2件でございます。各筆の明細は22ページから29ページにございます。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、30ページの報告第1号、専決処分についてでございます。4条の届出が4件、5条の届出が4件、転用事実確認証明の4条が1件、5条が3件で、事務局長が専決処分した旨報告がありました。質問はございませんでした。

次に、35ページの報告第2号、農地法第20条第6項の規定による通知についてでございます。3件の通知がございました。いずれも賃貸人、賃借人の双方の合意による解約でございます。質問はございませんでした。

次に、36ページの報告第3号、農地等の現況に関する照会についてでございます。法務局からの照会が6件、裁判所からの照会が1件ございました。裁判所からの照会はどのような場合になされるかとの問いがあり、競売等の際に現況が農地の場合は競売参加にあたり一定の資格要件が必要となるため、裁判所では事前に農地であるか否かの照会を行うとのことでした。その他質問はございませんでした。

以上、議案第1号から第4号及び報告第1号から第3号について、小委員会での事前審査の結果でございます。本総会でのより一層の慎重審議をお願いいたしまして小委員会の報告といたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより議案の審議に入ります。3ページでございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを提案いたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

3 ページでございます。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について でございます。

① 売買でございます。7 件の申請がございました。

1 番、譲受人である西大須賀の■■さんが、譲渡人である西大須賀の■■さんが所有する西大須賀の田 1 筆 3,000 m<sup>2</sup>について、農業経営の拡大と合理化を図るため取得したいという申請でございます。また、譲渡人は後継者がいないため農業経営の規模を縮小したいという理由でございます。申請地は根木名川土地改良区の受益地であり農地法第 3 条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2 番、譲受人である十余三の■■さんが、譲渡人である新田の■■さんが所有する新田の田 1 筆 2,460 m<sup>2</sup>について、農業経営の規模拡大のため取得したいという申請でございます。譲渡人は負債整理のため譲渡したいという理由でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

4 ページをお開き願います。3 番、譲受人である多良貝の■■さんが、譲渡人である長野県千曲市の■■さんが所有する奈土の田 4 筆 合計面積 2,771 m<sup>2</sup>について、農地がまとまっており耕作に便利のため取得したいという申請でございます。通作距離は 9.5 km でございます。また、譲渡人は長野県在住のため、耕作できないとの理由で譲渡したいということでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

4 番から 7 番については、譲受人が同じですので、一括説明させていただきます。4 番、譲受人である玉造 2 丁目の■■さんが、譲渡人である並木町の■■さんが所有する土屋の田 1 筆 143 m<sup>2</sup>について、農業経営の規模拡大のため取得したいという申請でございます。また、譲渡人は相手方の要望により農地を処分するものです。安齋さんの自宅からの通作距離は 4.5 km の距離のところにあります。また、申請地は根木名川土地改良区の受益地であり農地法第 3 条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

5 番、同じく譲受人が、譲渡人である土屋の■■さんが所有する土屋の田 1 筆 207 m<sup>2</sup>について、農業経営の規模拡大のため取得したいという申請でございます。また、譲渡人は相手方の要望により処分をするものです。申請地は根木名川土地改良区の受益地であり農地法第 3 条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び、取

得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

次に5ページでございます。6番、同じく譲受人が、譲渡人である土屋の■■さんが所有する土屋の田1筆 23 m<sup>2</sup>について、農業経営の規模拡大のため取得したいという申請でございます。また、譲渡人は農地面積が狭く農作業効率が悪いいため譲渡したいというものでございます。申請地は根木名川土地改良区の受益地であり農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

7番、同じく譲受人が、譲渡人である土屋の■■さんが所有する土屋の田1筆 253 m<sup>2</sup>について、農業経営の規模拡大のため取得したいという申請でございます。また、譲渡人は相手方の要望により処分をするものです。申請地は根木名川土地改良区の受益地であり農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

続きまして6ページをお開き願います。

②交換でございます。2件の申請がございました。

1番、譲受人である土室の■■さんが、譲渡人である土室の■■さんが所有する土室の田1筆 694 m<sup>2</sup>を交換により小作地を取得したいという申請でございます。この農地は現在譲受人が小作しており、譲受人の要望により交換するものでございます。申請地は成田用水土地改良区の受益地であり農地法第3条の交換許可申請について、差し支えない旨の意見書及び、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、譲受人である土室の■■さんが、譲渡人である土室の■■さんが所有する土室の田1筆 601 m<sup>2</sup>を自宅から近く耕作に便利のため交換により取得したいという申請でございます。また、譲渡人は相手方の要望により交換するという理由でございます。申請地は同じく成田用水土地改良区の受益地であり農地法第3条の交換許可申請について、差し支えない旨の意見書及び、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

続きまして7ページでございます。

③贈与でございます。2件の申請がございました。

1番、譲受人である台方の■■さんが、譲渡人である台方の■■さんが所有する台方の田1筆 690 m<sup>2</sup>について、母より贈与を受けるものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、譲受人である下方の■■さんが、譲渡人である下方の■■さんが所有する下方の田1筆 991 m<sup>2</sup>について、父より贈与を受け

るという申請でございます。譲渡人は経営移譲年金受給のため、子に贈与するという理由でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

次に8ページをお開き願います。

④使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、借受人である川上の■■さんが、貸付人である川上の■■さんが所有する川上の畑2筆、新田の田1筆、合計3筆、16,244㎡について、父と使用貸借により権利の設定をするものでございます。貸付人は経営移譲年金受給のため、子と使用貸借により権利を設定するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、借受人である南敷の■■さんが、貸付人である南敷の■■さんが所有する伊能の田9筆、南敷の田1筆、横山の田1筆 合計11筆、8,704㎡について、父と使用貸借により権利の再設定をするという申請でございます。また、貸付人は経営移譲年金受給のため、子と使用貸借により権利を再設定するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第1号は可決されました。

それでは、9ページをお開き願います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)



議 長

柿沼事務局長

事務局

9ページでございます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

①売買でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人である取香の■■さんが、譲渡人である取香の■■さんが所有する取香の畑1筆 376㎡を売買により譲り受け、自家用車及び従業員の駐車場用地に転用したいという申請でございます。10ページに公図の写しがございます。申請地は国道295号を空港方面に向かい、ホリディイン東武成田の信号を右折し、取香橋を渡り、すぐ右折すると左側に空港歯科クリニックがございます。その前の市道取香稲荷前線に入り、50mほど進んだ右側の土地でございます。

次に11ページでございます。

②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人である西大須賀の■■さんが、譲渡人である西大須賀の■■さんが所有する西大須賀の畑1筆 431㎡を父から贈与により譲り受け、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。12ページに公図の写しがございます。申請地は県道成田滑川線を神崎町方面に向かい、西大須賀の八幡神社の手前200mを左折し、市道四谷八幡線を約250mほど進んだ右側の土地でございます。

続きまして13ページでございます。

③賃借権の設定でございます。4件の申請がございました。1番から4番までは許可後の計画変更承認申請でございます。関連しておりますので一括説明とさせていただきます。

1番、賃借人である茨城県神栖市の有限会社須浪興業 代表取締役 野口浪子さんが、賃貸人である伊能の■■さんが所有する伊能の畑1筆 1,808㎡のうち404.08㎡を借り受けて、砂利採取計画の変更により、砂利採取に伴う搬出路用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

2番、同じく同社が、賃貸人である伊能の■■さんが所有する伊能の畑1筆 1,136㎡のうち636.77㎡を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取に伴う搬出路用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

続きまして14ページをお開き願います。

3番、同じく同社が、賃貸人である伊能の■■さんが所有する伊能の田1筆 2,083㎡のうち587.79㎡を借り受けて、砂利採取計

画の変更により砂利採取に伴う搬出路用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

4番、同じく同社が、賃貸人である伊能の■■さんが所有する伊能の田1筆 1,121㎡のうち95.62㎡を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取に伴う搬出路用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。また、1番から4番まで一時転用完了後は、農地に復元する旨の確約書が添付されております。15ページに公図の写しがございます。申請地は国道51号を香取市方面に向かい、伊能交差点先のJAかとり大栄支店の100m先を右折し、約200m程進んだ進入路でございます。以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第2号は可決されました。

次に16ページでございます。議案第3号、買受適格証明願いについて でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは16ページでございます。議案第3号、買受適格証明願いについて でございます。成田市の公売に参加するために「買受適格証明願い」の申請が3件ございました。

1番、北羽鳥の■■さんですが、北部の田1筆 919㎡について、

成田市の公売に参加するための買受適格証明願いでございます。この土地については、■■さんが所有者と賃貸借契約を結んでおり、■■さんは小作人となります。また、併せて買受適格証明書の交付を受けた申請者が「売却決定」を受け、「売却決定通知書」を交付された申請人となり、農地法第3条許可申請書の提出があった場合には、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか併せてご審議を願うものでございます。

2番、北羽鳥の■■さんですが、安西の田1筆 300㎡について、成田市の公売に参加したいので買受適格証明願いの申請が提出されたものでございます。■■さんはこの土地の小作人でございます。また、先程と同様、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか併せてご審議を願うものでございます。

続きまして17ページでございます。3番、北羽鳥の■■さんですが、安西の田2筆 1,953㎡について、成田市の公売に参加するために買受適格証明願いの申請がなされたものでございます。この申請につきましても、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか併せてご審議をいただくものでございます。3筆とも開札期日は平成21年11月27日でございます。売却決定の日は平成21年12月4日で、落札した場合の買受代金の納付期限は同日でございます。以上で議案第3号、買受適格証明願いについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

16番  
(伊藤委員)

市の公売の公示はどのようになされるのですか。

事務局

公売についての起案、決裁後、市役所前の告示板に告示いたします。また、一覧表に公売日、場所、公売方法、入札開始の時期、見積価額、その他必要事項を定めたものを告示しています。市のホームページ、広報でも周知しております。

議 長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第3号、買受適格証明願  
いについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第3号は可決されました。

次に18ページでございます。議案第4号、平成21年度第7次  
農用地利用集積計画の決定について を提案いたします。事務局の  
説明を願います。

事務局

それでは18ページをお開き願います。議案第4号、平成21年  
度第7次農用地利用集積計画の決定について でございます。19  
ページをご覧下さい。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18  
条の規定に基づき、別紙のとおり平成21年度第7次農用地利用集  
積計画(案)の協議がありましたので提出するものでございます。2  
0ページをお開き願います。総括表によりご説明させていただきます。

1-1 利用権の設定でございます。使用貸借権の設定による契約  
期間6年のものは契約面積4,684㎡で畑1筆、1件でございます。  
賃借権の設定による契約期間2年のものは契約面積13,817㎡で畑  
3筆、1件でございます。契約期間3年のものは契約面積46,208  
㎡で田29筆、4件でございます。契約期間5年のものは契約面積  
10,394㎡、田5筆、1件、3,809㎡、畑5筆、1件、6,585㎡で  
ございます。契約期間6年のものは契約面積26,105㎡で田18筆、  
5件でございます。契約期間10年のものは契約面積17,269㎡で  
田13筆、5件でございます。合計契約面積は118,477㎡、田65  
筆、15件、93,391㎡、畑9筆、3件、25,086㎡でございます。  
また、新規設定が68,214㎡、田36筆、8件、43,128㎡、畑9筆、  
3件、25,086㎡でございます。また、再設定ですが、契約面積が  
50,263㎡、田29筆、7件でございます。

続きまして21ページをお開き願います。

1-2 利用権の設定(転貸)でございます。農地保有合理化法人  
であります、かとり農業協同組合及び成田市農業センターが借り受  
けた農地を貸付するものでございます。賃借権の設定による契約期  
間が3年のものは契約面積14,002㎡、田12筆、1件ございま

す。

同じく契約期間が5年のものは契約面積10,394㎡、田5筆、1件、3,809㎡、畑5筆、1件、6,585㎡でございます。同じく契約期間が6年のものは契約面積4,739㎡、田8筆、2件、でございます。同じく契約期間が10年のものは契約面積6,239㎡、田3筆、1件でございます。合計契約面積は35,374㎡、田28筆、5件、28,789㎡、畑5筆、1件、6,585㎡でございます。詳細につきましては、22ページから28ページの農用地利用集積計画の一覧表に示されているとおりでございます。

2番、所有権移転でございます。29ページをお開き願います。竜台の認定農業者である■■■さんが、竜台の■■■さんより竜台の田2筆、2,042㎡を。また、認定農業者である北羽鳥の■■■さんが、竜台の■■■さんより竜台の田17筆、10,177㎡の農地を売買により取得するもので、売り手には租税特別措置法により譲渡所得が800万円まで控除され、買い手の認定農業者には登録免許税、不動産取得税の減免、登記事務を農業委員会が代行して実施する等のメリットがございます。以上で議案第4号、平成21年度第7次農用地利用集積計画の決定の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

29番  
(宮野委員)

所有権移転の際の価格は相対でしょうか。

事務局

本件については成田市に売りたい、買いたいとの申し出があり、成立に至ったものです。成田市が間に入っておりますので、公共用地の買収に比べれば高くはありません。農業経営の拡大を図る場合の農地法3条による売買の場合は、対価を支払い購入して、何年営農すれば、元がとれるかといえは20年ぐらいが妥当かと思われます。そこから考えるに、特に不動産鑑定は行っておりませんが、今回の価格は適正なものと考えます。

議 長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成21年度第7次農用地利用集積計画の決定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第4号は承認されました。

次に、30ページでございます。報告第1号、専決処分についてでございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは30ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告いたします。31ページでございます。①農地法第4条の規定による届出でございます。4件の届出がございました。32ページをお開き願います。②農地法第5条の届出でございます。4件の届出がございました。33ページでございます。③転用事実確認証明でございます。4条で1件の証明願いがございました。現地確認のうえ、証明書を発行いたしました。次に34ページをお開き願います。5条で3件の証明願いがございました。現地確認のうえ、証明書を発行いたしました。いずれも内容等につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので事務局長専決により受理通知及び証明書を交付いたしました。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第1号は終了させていただきます。

次に、35ページでございます。報告第2号、農地法第20条第6項の規定による通知について でございます。事務局の説明を願

います。

事務局

それでは35ページをお開き願います。報告第2号、農地法第20条第6項の規定による通知でございます。今回は3件の通知がございました。借借人及び貸貸人双方の合意に基づく合意解約の通知でございます。添付書類も完備しておりましたので、書類を受理いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第2号は終了させていただきます。

次に、36ページでございます。報告第3号、農地等の現況に関する照会について でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは36ページをお開き願います。報告第3号、農地等の現況に関する照会について でございます。千葉地方法務局成田出張所より6件、千葉地方裁判所佐原支部より1件、計7件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会におきまして現地調査を行いました結果、36ページ、37ページに記載内容のとおり回答いたしましたので報告をするものでございます。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

質問等無いようですので、報告第3号は終了させていただきます。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。

慎重審議、誠にありがとうございました。

(午後 3 時閉会)